

平成20年度幸田町一般会計 歳入歳出予算総額 133億5,800万円

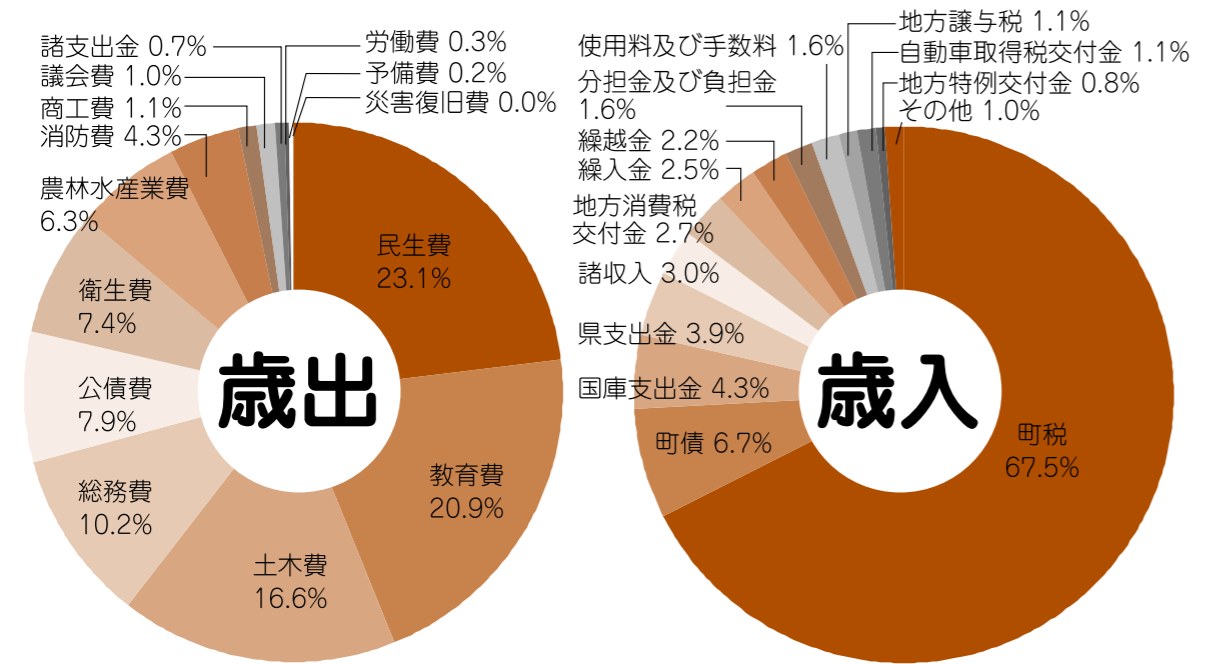
躍進 幸田への 基盤を築くために

住みよいまち、住みたくなるまちを目指して

近年、国・地方においては、地域間の格差問題を始め、少子高齢対策、環境・教育・福祉などの重要な課題が山積しており、依然として市町村を取り巻く環境は、不透明で厳しい状況であります。
このような中、平成20年度予算は、第5次総合計画を指針に、景気変動に左右されない弾力性のある健全な財政基盤を構築するため、事務事業の選択と集中並びに行財政改革に取り組み、「住みよいまち住みたくなるまち」の実現を目指し、安全対策・子育て・障害者支援などの拡大や給食センターの移転改築を始め教育環境の整備等へ、安全安心をモットーに将来展望に立ち積極的な予算を編成いたしました。



幸田町長
近藤 徳光



歳出
歳出を費目別に見ると、民生費が全体の23.1%を占め、次いで教育費20.9%、土木費16.6%、となっています。その中で、教育費が給食センター移転改築、幸田小校舎増築等により、伸び率47.5%増と大幅に伸び、総額では、前年度に対して7.8%の伸びとなり、過去最高額の予算となりました。

歳入
最も大きな割合を占めているのが町税で、自動車関連企業の業績好調などにより、全体の67.5%を占め、伸び率1.6%増となっています。また、本年度は給食センター移転改築等大型プロジェクト事業があり、町債が全体の6.7%（前年0.8%）を占め、大幅に伸びています。

平成20年度 当初予算

一般会計
● 予算総額 133億5,800万円

特別会計
● 予算総額 (8特別会計) 64億1,829万円

企業会計
● 収益的支出 6億8,894万円
● 資本的支出 4億8,402万円

特別会計は、特定の財源で特定の事業を行うもので、土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計・幸田駅前土地区画整理事業特別会計・農業集落排水事業特別会計・下水道事業特別会計があり、本年度より新たに後期高齢者医療特別会計が創設されました。

主な区分の内容

歳入：1年間のすべての収入

- 【町税】町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など歳入の貴重な財源。
- 【国庫(県)支出金】特定の事業の財源の一部として、(国)から支出されるお金。
- 【地方譲与税】国税として徴収し、地方に譲与する地方道路譲与税、自動車重量譲与税
- 【町債】大きな事業を行うために、国や金融機関などから借りるお金。

歳出：1年間のすべての支出

- 【民生費】お年寄りや子ども、障害者など福祉や医療などに使われるお金。
- 【教育費】小・中学校、ハッピーネス・ヒル・幸田の運営や生涯学習講座などに使われるお金。
- 【総務費】町職員の給与や町の財産の管理などに使われるお金。
- 【公債費】町債を返済するお金。

会計区分	平成20年度予算(円)	平成19年度予算(円)	伸び率(%)	
一般会計	133億5,800万	123億9,650万	7.8	
特別会計	土地取得特別会計	4億9,011万	4億5,036万	8.8
	国民健康保険特別会計	26億1,500万	26億4,298万	▲1.1
	老人保健特別会計	2億6,650万	19億5,653万	▲86.4
	後期高齢者医療特別会計	2億4,723万	0	皆増
	介護保険特別会計	11億4,758万	11億1,194万	3.2
	幸田駅前土地区画整理事業特別会計	2億7,381万	2億5,196万	8.7
	農業集落排水事業特別会計	3億7,258万	3億6,734万	1.4
	下水道事業特別会計	10億549万	9億9,134万	1.4
水道事業会計	収益的支出 6億8,894万	6億8,770万	0.2	
	資本的支出 4億8,402万	5億599万	▲4.3	
合計	209億4,926万	213億6,264万	▲1.9	

主要な施策

①安全で快適な都市の 基盤・生活の環境づくり

町民が安全で安心して暮らすことができるよう、安全性、利便性、快適性の高い都市環境の整備に努めます。

- 安全・安心対策
 - ・小中学校不審者情報メール配信開始
 - ・防災遠視カメラによる監視
 - ・民間木造住宅耐震診断、耐震改修支援
 - ・防災備蓄倉庫設置
 - ・自主防災育成
- 消防・救急
 - ・水槽付ポンプ自動車更新
 - ・保育園・小中学校体育館等AED設置
- 交通・防犯
 - ・地域安全ステーション運営
 - ・自主防犯活動支援
 - ・防犯灯設置



▲地域安全ステーション

●道路・橋梁整備

- ・野場横落線、永野菱池1号線他道路整備
- ・生活道路の舗装、側溝整備
- ・防災ダム大井池地区整備
- ・不動ヶ池地域用水環境整備
- ・橋梁点検調査
- ・都市計画マスタープラン策定

●基盤整備

- ・相見地区の区画整理組合補助
- ・幸田駅前地区土地区画整理
- ・新駅建設調査負担
- 下水道(公共下水・集落排水)
 - ・相見・中部・南部・北部処理分区の整備推進
 - ・矢作川流域下水道建設負担

●上水道

- ・農業集落排水事業1・3地区維持管理
- ・水管橋等耐震補強
- ・土地区画整理事業関連配水管布設
- ・道の駅関連等配水管布設

②環境と調和する まちづくり

緑豊かで潤いのあるまちづくりを推進するため、身近なふれあいのできる場の整備を図るとともに、資源循環型社会の形成に取り組み、快適で美しい環境を創造します。

- 環境対策
 - ・住宅用太陽光発電システム支援
 - ・循環型社会の構築
 - ・生ごみ堆肥化等支援
 - ・環境調査

●都市公園整備

- ・幸田公園用地取得
- ・公園遊具・施設整備補修

③多様な産業が育つ まちづくり

培われた地域産業を生かし、まち全体の調和の中で創造性の高い産業振興に努めます。

- 農村・農林業振興
 - ・地域振興施設(道の駅)建設
 - ・原油高騰対策農家支援補助
 - ・集落環境整備
 - ・農地・水・環境保全向上活動
 - ・農業ふれあい講座
 - ・ふれあい農園拡張
 - ・林道開設整備(須美南山1号・1之小屋線)
 - ・造林事業補助



▲道の駅イメージ図

- 商工・観光・勤労者対策
 - ・駅西駐車場拡張用地取得
 - ・優良企業の誘致推進
 - ・商工業経営安定対策の推進
 - ・勤労者住宅資金利子補給

④健康・福祉のまちづくり

町民一人ひとりが、心身ともに健康で生きがいをもって暮らしている地域社会を形成していきます。



▲中3まで拡大される子ども医療費無料化

- 健康づくり
 - ・妊婦乳児検診助成
 - ・不妊治療助成
 - ・みなんで育む健康こつた21計画の推進
 - ・各種予防接種、健診の実施
 - 高齢者、障害者福祉・介護保険
 - ・後期高齢者医療制度創設
 - ・第2授産所用地取得

⑤地域文化・人づくり

ライフステージに応じた教育・文化・学習活動の場づくり、環境づくりなど生涯学習の推進に努めることにも、将来を担う子どもたちの健全育成を推進します。また、地域コミュニティ意識の醸成を図り、豊かな地域社会づくりを形成していきます。

- ・難病患者見舞金支給
- ・障害者自立支援の推進
- ・介護予防対策の推進
- 児童福祉・保育園整備
 - ・子ども医療費無料化拡大(中3まで)
 - ・子ども権利条例策定
 - ・放課後子ども教室開設
 - ・次世代育成支援行動計画の策定
 - ・軽度発達障害療育の支援



▲9月供用開始予定の深溝運動場

●社会教育

- ・男女共同参画プラン策定
- ・生涯学習講座開催
- ・青少年健全育成
- ・夏まつり、凧揚げまつり支援
- スポーツ振興
 - ・深溝運動場供用開始(9月予定)
 - ・大日陰運動場整備
 - ・ニユースポーツの普及
 - ・スポーツ教室開催

●学校教育

- ・給食センター移転改築
- ・幸田小学校舎増築
- ・少人数、通級指導対応教育の推進
- ・日本語指導教員配置
- ・奨学金制度創設
- ・地域に根ざした学校づくり
- ・教育相談活動の充実
- 国際化推進
 - ・国際交流事業補助
 - ・中学生海外研修
 - ・外国人英語講師配置
 - コミュニティ
 - ・地区集会施設建設補助
 - ・コミュニティ活動支援

⑥健全な行財政による 確かなまちづくり

住民が積極的に行政に参加できる開かれたまちの実現を目指します。また、長期的な視点にたった健全な行財政運営の確立と機能強化を図ります。

●情報公開推進

町民一人当たりの予算の使い道(一般会計)

36万1,955円

(前年度金額34万3,336円)

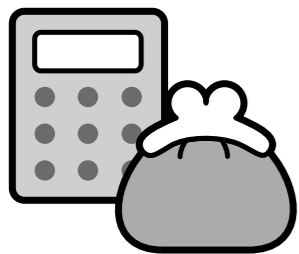
* 予算額を平成20年3月1日現在の幸田町の人口3万6,905人で割って算出しました。(1円未満四捨五入)

1	民生費	8万3,500円	(1.2%増↑)
2	教育費	7万5,713円	(44.3%増↑)
3	土木費	6万99円	(3.0%減↓)
4	総務費	3万6,822円	(4.5%減↓)
5	公債費	2万8,587円	(7.0%減↓)
6	衛生費	2万6,785円	(1.0%増↑)
7	農林水産業費	2万2,750円	(11.2%減↓)
8	消防費	1万5,710円	(2.5%増↑)
9	商工費	3,819円	(2.7%減↓)
10	議会費	3,647円	(0.1%増↑)
11	労働費	912円	(1.6%減↓)
12	その他	3,611円	(207.6%増↑)
	合計	36万1,955円	(5.4%増↑)

- ・広報紙発行
- ・町政モニター
- ・ケーブルテレビ番組作成
- 指定管理者制度
 - ・ハッピーネス・ヒル・幸田
 - ・高齢者生きがいセンター及びふれあいプラザ
- 行財政運営
 - ・行政改革大綱に基づく事務改善の推進
 - ・行政評価による事務事業見直し
 - ・公債費の抑制

本町の行財政運営は、多様な行政需要や地方分権の更なる推進などに係る経費の増加が見込まれ、厳しい状況下にあります。諸施策の実施にあたりましては、町民の皆様との対話の中からいただいた貴重な意見を可能な限り取り入れ、住民の目線でスリムで効率的な行財政運営に取り組む、努力していきます。

問合せ 財政課財政G(内線332)



町の資産と負債はいくら？

特集2

バランスシートと行政コスト計算書

町の 資産と負債 はいくら？

【表1】 バランスシートを見てみましょう

一般的に市町村の会計は、単年度の現金の出入りだけを表しているものであり、単年度の現金の流れだけではなく、これまでの行政活動の積み重ねによる資産や負債のストック情報がわかりづらく、財政状況を把握できないということが指摘されています。

そこで、本町では、総務省が示した作成マニュアルに基づいて、普通会計を対象に幸田町のバランスシート（貸借対照表）と行政コスト（損益）計算書を作成しています。バランスシートと行政コスト計算書は、従来から作成している歳入歳出決算書等とは違った視点で、財政状況を町民の皆さんに理解いただかためのひとつの手法と考えています。

まず、資産を見ますと平成18年度末現在、町の資産総額は約53.7億円となっています。その内訳として、有形固定資産が約4.78億円で89.0%を占めています。平成18年度末現在の人口35,306人で除した町民一人当たりの資産額は、約152万円となりました。

この中で、資産の大部分を占める有形固定資産（土地や建物などの内訳）を見てみると、社会資本整備に関する土木費や学校などの教育施設に関する教育費の割合が大きいことがわかります。平成18年度では、一般廃棄物最終処分場の建設、狭小小学校舎増築、幸田中学校体育館・中央公民館改築などにより、衛生費と教育費が大幅な増額となりました。

次に、負債を見てみると、今までに施設等を建設した時に借りた資金の残額と職員の退給と引当金等が計上されています。平成18年度末現在の本町の負債総額は約11.8億円。前年度に比べ約12億円減少し、町民一人当たりすると約33万円となっています。借金の返済については、長期にわたり返済する地方債（平成20年度以降の残金）が約78億円で、翌年度（平成19年度）に返済すべき地方債の償還金が約13億円となっています。

最後に、正味資産については、バランスシートの借方に計上されている資産のうち、これまでの世代が既に負担し、後世代が実質的に受け継ぐ正味価値であり、この資産が多いほど次の世代への負担が少ないといえます。本町の正味資産総額は約41.9億円で、有形固定資産のうち87.7%が国や県からの補助金や税金を資金として形成されてきたことがわかります。

【表2】 行政コスト計算書（損益計算書） を見てみましょう

行政コスト計算書は、町民の皆さんに対する、様々な行政サービスを行ったコストに着目し、年間の行政活動の実績に関する情報を明らかにしたもので、目的別に4つに分類されています。

平成18年度決算では、町民一人当たりのコストは約28万円となりました。表を見ると、移転支出的なコストが最も大きく37.6%を占めています。この移転支出的なコストは、高齢者や子ども、障害者への手当などの扶助費や町から他団体への補助金、負担金といったものが主な内容となっています。

【表2】行政コスト計算書（平成18年4月1日～19年3月31日）

() 内数値は、町民一人当たりの金額

行政コスト		収入項目	
行政コスト合計	100億3,807万円 (28万4,316円)	収入合計	116億4,641万円 (32万9,871円)
人にかかるコスト	26億5,176万円 (7万5,108円)	1 使用料・手数料等	6億2,101万円 (1万7,589円)
(1) 人件費	25億2,979万円 (7万1,653円)	2 国庫(県)支出金	5億6,520万円 (1万6,009円)
(2) 退職給与引当金繰入等	1億2,197万円 (3,455円)	3 一般財源	104億6,020万円 (29万6,273円)
物にかかるコスト	33億5,759万円 (9万5,100円)	正味資産国庫(県)支出金償却額	3億4,583万円 (9,795円)
(1) 物件費	16億1,687万円 (4万5,796円)		
(2) 維持補修費	2億1,338万円 (6,044円)		
(3) 減価償却費	15億2,734万円 (4万3,260円)		
移転支出的なコスト	37億7,759万円 (10万6,996円)		
(1) 扶助費	8億3,682万円 (2万3,702円)		
(2) 補助費等	11億5,567万円 (3万2,733円)		
(3) 繰入金	13億5,489万円 (3万8,376円)		
(4) 普通建設事業費(他団体等への補助金等)	4億3,021万円 (1万2,185円)		
その他にかかるコスト	2億5,113万円 (7,113円)		
(1) 災害復旧事業費	31万円 (9円)		
(2) 公債費(利子分のみ)	2億3,500万円 (6,656円)		
(3) 不納欠損額	1,582万円 (448円)		
一般財源等増減額	19億5,418万円 (5万5,350円)		
合計	119億9,224万円 (33万9,666円)	合計	119億9,224万円 (33万9,666円)

【表3】行政評価結果表

総合評価	内容	1次評価	2次評価
A	積極的・計画どおり事業を進めることが適当	49事業	43事業
B	事業の進め方に改善が必要	2事業	7事業
C	事業規模・内容の見直しが必要	2事業	3事業
D	事業の抜本的見直し・廃止が必要	0事業	0事業

1次評価：所管課評価 2次評価：行財政事務改善委員会及び行財政改善調査会評価

【表1】普通会計バランスシート

() 内数値は、前年度金額

借方		貸方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産	477億8,040万円 (468億4,877万円)	1. 固定負債	104億9,643万円 (116億8,607万円)
(1) 総務費	23億9,688万円 (24億5,358万円)	(1) 地方債	77億8,569万円 (89億7万円)
(2) 民生費	35億5,540万円 (36億5,589万円)	(2) 債務負担行為	0円 (0円)
(3) 衛生費	9億1,999万円 (6億5,688万円)	(3) 退職給与引当金	27億1,074万円 (27億8,600万円)
(4) 労働費	9,818万円 (1億5,575万円)	2. 流動負債	12億8,938万円 (12億6,462万円)
(5) 農林水産業費	20億6,802万円 (19億4,462万円)	(1) 翌年度償還予定額	12億8,938万円 (12億6,462万円)
(6) 商工費	4億1,602万円 (4億2,363万円)	(2) 翌年度繰上充用金	0円 (0円)
(7) 土木費	165億9,649万円 (164億1,041万円)		
(8) 消防費	18億2,280万円 (18億5,743万円)		
(9) 教育費	199億5,520万円 (193億2,017万円)		
(10) その他	1,942万円 (2,041万円)		
2. 投資等	36億2,242万円 (34億2,669万円)		
(1) 投資及び出資金	1,288万円 (1,471万円)		
(2) 貸付金	9,050万円 (9,050万円)		
(3) 基金	23億7,133万円 (21億6,727万円)		
(4) 退職手当組合積立金	11億4,771万円 (11億5,421万円)		
3. 流動資産	22億8,456万円 (25億6,452万円)		
(1) 現金・預金	21億1,993万円 (21億3,738万円)		
(2) 未収金	1億6,463万円 (4億2,714万円)		
資産合計	536億8,738万円 (528億3,998万円)	負債合計	117億8,581万円 (129億5,069万円)
		【正味資産の部】	
		1. 正味資産	419億 157万円 (398億8,929万円)
		(1) 国庫支出金	32億4,522万円 (31億1,760万円)
		(2) 都道府県支出金	24億7,246万円 (25億4,199万円)
		(3) 一般財源等	361億8,389万円 (342億2,970万円)
		正味資産合計	419億 157万円 (398億8,929万円)
		負債・正味資産合計	536億8,738万円 (528億3,998万円)

児童虐待

「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次の行為がある場合をいいます。

- ◆**身体的虐待** ……殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ◆**性的虐待** ……性的関係の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ◆**ネグレクト(放置)** ……家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど
- ◆**心理的虐待** ……言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間で差別的扱いをする、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうなど

また、虐待を受けている児童は、
①不自然な傷、打撲の痕がある。②着衣や髪の毛がいつも汚れている。③表情が乏しい。④おどおどしている。⑤落ち着きがなく、乱暴になる。⑥親を避けようとする。⑦夜遅くまで1人で遊んでいる。といったサインを出しています。

虐待を受けている子どもたちへ

例えば、家族のだれかにいやなことを言われた、いやなことをされる、おなかがすいてもご飯を食べさせてもらえない、たたかれたり蹴られたりして悲しい思いをしていたら、相談に来てください。

★「虐待を受けている(受けた)と思われる子ども」を見つけたときは

すぐに相談窓口へ連絡(通告)してください。→連絡(通告)は子どもを守るためのものです。「守秘義務」違反にはなりません。また、連絡(通告)した人が特定されないように秘密は守られます。

★あなたが子育てについて不安を抱いているなら

例えば、自分だけが子育てをうまくできていない、助けてくれる人がいないと感じる、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったらなどと自分を追いつめることがあったら、相談に来てください。

子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)してください
- ②「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場に立って判断しましょう)
- ③ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行しましょう)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命を最優先しましょう)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではありません)

相談窓口

相談先	電話番号	時間
西三河福祉相談センター(西三河総合庁舎9階)	27-2779	月～金曜日(開庁日に限る) 午前9時～午後5時
児童課 児童G	63-5116	月～金曜日(開庁日に限る) 午前8時30分～午後5時15分
町内8保育園		
上六栗子育て支援センター(ファミリー・サポート・センター)	62-4718	
菱池子育て支援センター	62-8333	
深溝子育て支援センター	62-0215	
健康課 健康G	62-8158	
福祉課 福祉G	63-5112	
学校教育課 学校教育G	63-5142	

あなたの周りに 虐待・DVはありませんか？

最近、新聞やニュースなどで耳にする“虐待”。この虐待により命を落とす、大ケガをしてしまう、心に深い傷を残すケースが後を絶ちません。今回は『児童虐待』、『高齢者虐待』、『DV(ドメスティックバイオレンス)』について紹介します。虐待やDVについて勉強することにより、早期発見につなげましょう。

高齢者虐待

「高齢者虐待」とは、65歳以上の者に対し、養護者(子、嫁、婿、孫など)による虐待及び養介護施設、養介護事業従事者(施設職員、介護支援事業所職員など)等による虐待行為をいいます。

- ◆**身体的虐待** ……殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛り付ける、意図的に過剰なまでの投薬をする、身体拘束や抑制をするなど
- ◆**ネグレクト(放棄)** ……食事を与えない、入浴しておらず異臭がする、髪が伸びたままだったり皮膚が汚れている、おむつを替えないなどひどく不潔にする、本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせないなど
- ◆**心理的虐待** ……排泄の失敗をあざ笑ったり他人に話すなどして恥をかかせる、言葉による脅しや無視、侮辱を込めて子ども扱いするなど
- ◆**性的虐待** ……性的行為の強要、性器への接触、排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- ◆**経済的虐待** ……日常生活に必要な金銭を渡さなかったり使わせない、本人の自宅や土地等を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用するなど

★虐待を受けている(受けた)と思われるお年寄りを見つけたときは

すぐに下記の相談先へ連絡(通報)してください。連絡(通報)した人が特定されないように秘密は守られます。

★あなたが虐待を受けているのなら

家族に対し遠慮があるとは思いますが、ぜひ下記へ相談にきてください。

相談窓口

相談種別	相談先	電話番号	時間
虐待	福祉課 介護保険G	63-5117	月～金曜日(開庁日に限る) 午前8時30分～午後5時15分
	幸田町地域包括支援センター(幸田町社会福祉協議会内)	62-7171	
高齢者	在宅介護支援センター つつじヶ丘	62-7319	
	在宅介護支援センター まどかの郷	63-1626	
認知症	愛知県認知症介護支援電話相談	0562-44-5746	
	家族の会認知症介護相談	0562-31-1911	

check!

もしかしてこれってDV? DVチェックリスト

DVの早期発見は難しいことです。暴力を振るわれてからではもう取り返しのつかない事態となってしまうこともあります。

以下のチェックリストを使ってDVの前兆を見極めましょう。

- ①うまくいかないことがあると何でも私のせいにする
- ②しょっちゅう携帯に電話して、私の居場所を確認する
- ③私の帰宅が遅くなると怒り出す
- ④「誰に食わせてもらっているんだ」と言われたことがある
- ⑤人前でも平気で私をバカにする
- ⑥キレると壁を蹴ったり物を投げつけたりする
- ⑦いつも命令口調で怒鳴る
- ⑧「バカ」とか「死ね」とか言われたことがある
- ⑨私が言うとおりにしないと不機嫌になる
- ⑩暴力をふるったあと、急にやさしくなったり謝ったりする
- ⑪彼がいないとなぜかホッとする
- ⑫「お前が悪いから暴力をふるうんだ」と言われたことがある
- ⑬お金の使い方を細かくチェックされる
- ⑭私が実家や友人と付き合うのを禁止したり、外出を制限したりする
- ⑮私が望まない性行為を強要する
- ⑯私はいつも彼の機嫌を損ねないように気を使っている
- ⑰生活費しか渡さず、収入がいくらあるのか教えてくれない
- ⑱避妊に協力しない
- ⑲何をしても彼の許可がいる
- ⑳私が話をすると非難したり無視したりする
- ㉑私が働くことにいい顔をしない



(名古屋市男女平等参画推進センター発行
「女性への暴力をなくすために」より転載)

DV
(ドメスティックバイオレンス)

「DV」とは夫や恋人(婚約者、同棲相手、元夫、元恋人)等親密な関係にある男女間で振るわれる暴力のことです。

- ◆**身体的暴力**…殴る、蹴る、首をしめる、物を投げつけるなど
- ◆**精神的暴力**…罵倒、侮辱、無視をする、子どもに悪口をふきこむなど
- ◆**経済的暴力**…必要な生活費などを制限したり渡さないなど
- ◆**性的暴力**…おろりやり性的関係をもつ、中絶をせまるなど
- ◆**従属させる**…一方的に命令をし見下すなど
- ◆**孤立させる**…家族、友人との付き合いを制限したり、外出させないようにするなど

DVは表面化しづらく「家庭内のいさかい」「恋人同士のけんか」ですまされがちです。また、相手から「お前がわるい」などと言われ、さらに精神的に追い込まれ「私が悪いから」と自己否定するのが特徴です。

相談窓口

相談先	電話番号	時間
愛知県女性相談センター	052-913-1101	電話相談 月曜～金曜日(開庁日に限る) 午前9時～午後9時
		面接相談 月曜～金曜日(開庁日に限る) 午前9時～午後5時
愛知県女性相談センター西三河駐在室	27-2719	月～金曜日(開庁日に限る) 午前9時～午後5時45分
福祉課 福祉G	63-5112	通常相談 月曜～金曜日(開庁日に限る) 午前8時30分～午後5時15分
		女性相談員による相談 毎月第4水曜日(祝日の場合は休止) 午前10時～午後4時



どれも早期発見が大切ですが、虐待を受けている人は訴えることがなかなかできません。まわりにいる人が少しでも「おかしい」と思ったら些細なことでもかまいません。すぐに連絡(通報)してください。また、今虐待を受けている方、今のままで虐待しちゃうかも…と不安に思っているかたがいたら、1人で悩まずに相談に来てください。私たちはあなたからの相談を待っています。

虐待・DVは犯罪です!!